

基金情報

No. 101

平成22年6月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成22年度・主要事業概況

事項	5月末数	対前月増減数	事項	5月末数(累計)	
事業所数(件)	237	0	年金掛金	調定額(円) 146,794,164	
加入員数(人)	男子	5,004	-4	収納額(円) 145,258,860	
	女子	2,320	-2	収納率 98.95%	
	計	7,324	106	事務費掛金調定額(円) 6,438,156	
平均標準給与月額(円)	男子	327,885	95	資産運用	信託資産額(時価) 246億2,963万円
	女子	222,289	-300		修正総合利回り -6.27%
	計	294,436	-28		ベンチマーク差 -0.46%
受給者数(人)	6,153	20	慶弔金の支給件数・金額	18件27万円	
平均年金額(円)	505,399	668	年金相談件数	125件	

第18回選挙会 新理事・代議員が決まりました

理事長は鈴木竹敏氏が再選されました

当基金の代議員および役員の任期満了による選挙が5月に行われました。理事・代議員いずれも、立候補者が定員を上回らず無投票となりました。今回の選挙から、代議員は30名から26名に、理事については、14名より12名にそれぞれ定数の削減を行っています。

理事・代議員一覧

《任期：平成22年6月1日～平成25年5月31日》

(敬称・役職名省略)

選定代議員	互選代議員
理事長 鈴木竹敏 (株)鈴木竹	理事 岩澤康行 岩澤硝子(株)
理事 中村桂吾 中金硝子(株)	木下真一 イケダガラス(株)
齋藤庄太郎 河野光学レンズ(株)	山岸龍弘 山春硝子工芸(株)
菅原 實 菅原工芸硝子(株)	菅井信二 竹本容器(株)
島本光男 三和フロスト工業(株)	丸山光二 不二硝子(株)
小林英一 東日本硝子業厚生年金基金	松本作太 ジオマテック(株)
監事 小泉忠明 (株)小泉硝子製作所	監事 田嶋文男 田嶋硝子(株)
代議員 渡邊宏男 日本硝子産業(株)	代議員 齊木麻州男 (株)東新理興
村松邦男 松徳硝子(株)	瀧波貴之 (株)タキナミ
戸井田邦夫 精研硝子(株)	田中英幸 光ガラス(株)
秋山 豊 日本カレット(株)	中村健二 (株)スマイルドラッグ
大久保保 (株)大久保製壺所	草野 晃 (株)草野科学
七島 徹 柏洋硝子(株)	吉島 重治 目黒化工(株)

長い間ご苦労さまでした

次の方が代議員を退任しました。長期にわたり基金の事業運営にご尽力いただきましたことを感謝いたします。

前代議員 松田 良夫氏 (松田硝子工芸(株))
前代議員 柴田 孝平氏 (小林商事(株))

理事会・第97回代議員会を開催

6月9日理事会・代議員会が開催され、理事長より常務理事、財政運営および年金資産運用委員の指名がありました。

代議員会の概略

1. 当基金の指定年金数理人のりそな銀行和田氏より当基金の財政状況について説明。平成21年度の運用で改善されたがまだ厳しい状況にある。
2. 平成21年度の運用結果
～修正総合利回り21.16%
3. 年金資産の運用シエアを変更。大和住銀投信投資顧問シエアダウン⇒みずほ、中央三井アセット各信託銀行シエアアップ

常務理事・運用執行理事の指名

常務理事 小林 英一理事(東日本硝子業厚生年金基金)
運用執行理事

常務理事に指名され、理事の皆様の同意をいただき就任いたしました。また、理事長職務の一部について事務委任されました。よりよい基金を作るため、努力を惜しむことなく努めていく所存です。事務長も兼任しております。よろしくお願いいたします。

財政運営委員・年金資産運用委員の委嘱 ～新たに島本理事に委員委嘱～

財政運営・年金資産運用委員は、規程により理事長が、理事・代議員の中から10名の範囲内で委嘱することとなっています。鈴木理事長を含め、次の7名の構成となっています。

委員長 鈴木 竹敏理事長(株)鈴木竹
中村 桂吾理事(中金硝子(株))
菅原 實理事(菅原工芸硝子(株))
木下 真一理事(イケダガラス(株))
島本 光男理事(三和フロスト工業(株))
渡邊 宏男代議員(日本硝子産業(株))
小林 英一理事(東日本硝子業厚生年金基金)

慶弔金のお知らせ

【慶弔金の種類】

- ◇ 弔慰金（加入期間5年以上の加入員が死亡したとき）
- ◇ 結婚祝金（加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき）

【給付金額】

- ◇ 弔慰金（遺族へ支給）
 - 加入期間 5年以上10年未満・・・5万円
 - 加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金（加入員本人へ支給）
 - 加入期間 3年以上・・・1万円

【請求手続】

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求（請求書は当基金のホームページからダウンロードできます）

【権利の消滅】

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないと消滅します

* 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください

年金の確実な支給のために

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。

この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願い申し上げます。（将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。）

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面に回答させていただきます。

事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず、手続きも簡単です。

《口座振替銀行》
みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。（振替日は28日となります。）(※)一部の金融機関は除きます。

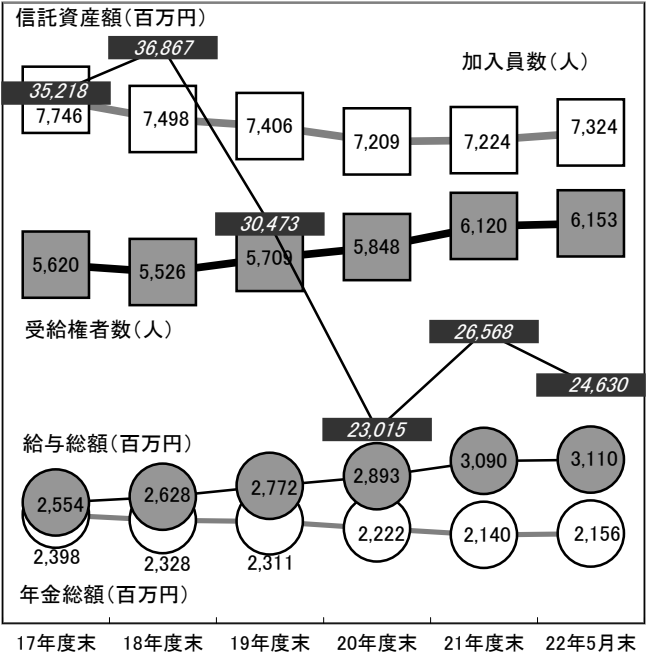
詳しくは当基金までお問合せください。

* 6月分の掛金納入期限は、平成22年8月2日となりますので、ご協力お願いいたします。

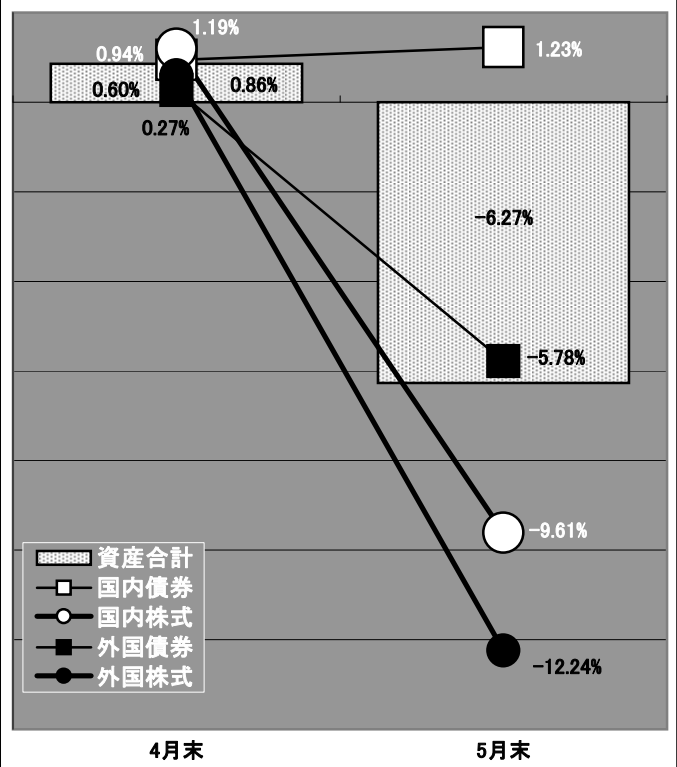
設立事業所の異動(規約変更関係等)・5月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成22年度>



【お願い】

当「基金情報」を加入員の方が閲覧いただけるようご配慮お願いいたします

ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています
創刊号から直近号までご覧いただけます
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskkn.com>

7月の予定

上旬～ 算定受付開始
中旬 業務報告書を関東信越厚生局あて提出